

みやざき大径材の家支援事業実施要領

平成 24 年 5 月 1 日
環境森林部山村・木材振興課

(目的)

第 1 この事業は、森林資源の充実に伴い増加するスギ等の県産材を有効に活用するため、みやざきスギを積極的に活用する産直団体等による県産材活用住宅の P R 活動や木材業界と住宅業界の連携グループによる県産の大径材を活用した家づくりの提案及び取組に対し支援することにより、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 大径材とは、丸太の末口の径が 30 cm 以上の素材をいう。
- 2 県産大径材とは、県内で生産、製材又は加工された国産大径材をいう。
- 3 県産材とは、県内において生産、製材又は加工された国産材製品をいう。
- 4 合法木材とは、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品をいう。
- 5 主要部材とは、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、束、棟木母屋、垂木、火打ちをいう。

(事業の種類及び実施主体)

第 3 この事業の種類及び実施主体は、次のとおりとする。

事業種類	事業実施主体
みやざき大径材の家販売支援事業	宮崎県木材協同組合連合会
みやざき大径材の家普及啓発事業	

(事業内容等)

第 4 この事業の内容等は、次のとおりとする。

- 1 みやざき大径材の家販売支援事業
 - (1) 県産材活用住宅の P R
 - ① 事業内容
住宅建築希望者や工務店等を対象とした県内の山林や製材工場、木造施設等の見学会等の開催、又は、県産材活用住宅等のセミナー等を開催する。
 - ② 補助対象となる要件
 - ア 県産材活用住宅の建築及び県産材の利用拡大の推進に取り組む団体（規約等を定めており、かつ 3 者以上の構成員（企業又は団体）から成る団体に限る。）
 - イ 団体の事務局及び木材業界の企業・団体が構成員となる場合のその 1 者以上の木材業界の企業・団体が、県内において本社を有する企業・団体であること。

(2) 県産大径材活用住宅づくり支援

① 事業内容

大径材の付加価値を高めるため、県産大径材を活用した家づくりの提案、県産大径材を活用した住宅の建築及び広く一般消費者にPRを行うための見学会等を開催すること。

② 補助対象となる要件

ア 事業を実施する連携グループは、木材業界（製材工場、集成材工場、プレカット工場等）と住宅業界（工務店、設計事務所等）から成る3者以上で構成されるものであること。

ただし、木材業界のうち、1者以上は県内に本社を有する企業・団体であることとする。

イ 事業の内容が、住宅の木造化・木質化に関し、普及・汎用性が高いと認められるものであること。

ウ 次の条件を全て満たす住宅であること。

(ア) 第2の5に定める主要部材に、県産材かつ合法木材を80%以上使用して建築すること

(イ) 梁・桁その他部材に県産大径材を活用した製材品等を使用し、住宅完成後において当該部材が目視できること

(ウ) 延床面積が75㎡以上であること

(エ) 建築した住宅の構造又は完成見学会等の開催により、広く公開が可能なこと

エ 同一物件において国、県（本事業を含む）及び市町村の補助を受けていないこと。

2 みやざき大径材の家普及啓発事業

(1) 事業内容

1の事業を効率的かつ効果的に推進するとともに、取組成果を県民に広く周知を図る。

① 1の取組のための産直団体等及び連携グループの公募や総合的なPRの実施

② 木材・住宅関係者等による大径材活用に関する情報交換会の開催

③ 1の取組を広くPRする事例集の作成

④ 建築士等に対する設計、施行等に関する木造住宅セミナーの実施

(事業の実施等)

第5 第4の1の事業については、広く公募により団体等及び連携グループを決定するものとする。

(助成等)

第6 県は、別に定めるところにより、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費について助成を行うものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要領は廃止する。
 - (1)産直住宅「みやざきの家」推進事業実施要領（平成21年4月13日定め）
 - (2)大きな「みやざきスギ」活用の家パイオニア事業実施要領（平成22年4月1日定め）

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。